

生活福祉資金(総合支援資金)借入申込書

受付	市町村社協	年月日
	担当者氏名	(印)
	都道府県社協	年月日

借入申込者	フリガナ	生年月日	大正 年 月 日 生()歳
	氏名		昭和 年 月 日 平成
	フリガナ	電話番号(連絡先)	
	住所 (〒 - - -)	固定携帯	

世帯・資産の状況	氏名	続柄	年齢	職業	現在の収入月額	健康状態	備考
	1		本人				
	2						
	3						
	4						
	5						
預貯金総額	円		その他の資産 (土地建物等、具体的に)				
住居の状況	持家・借家・アパート・借間・その他()			賃貸の場合 家賃 月 円			
負債総額 (○印↓) 有・無	1. 住宅ローン 円 2. 公的融資 円 3. 生活福祉資金 円 4. その他 円						
	毎月の返済額 円						

申請理由	<input type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> その他減収						
(具体的に)							
借入希望額	生活支援費	借入月額	①月 円 × か月	借入総額	円		
		借入期間	年 月 ~ 年 月 (※3か月以内)				
据置期間	か月 (※1年以内)						
償還計画	年 か月 (元本月当たり 円) (※10年以内)						
貸付金の使途 及び内訳	資金費目	資金の使途				金額	
他の公的給付制度 又は公的貸付制度 の利用・申請状況	制度名(受付機関)		給付/貸付額	給付/貸付期間		備考	
	()						
	()						
	()						

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会会長様

私は別添留意事項を承認のうえ、上記のとおり生活福祉資金(総合支援資金)を借り入れたく申し込みます。

貸付け後は、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期自立に努めます。

記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。

また、和歌山県社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業所等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

年 月 日

(登録実印)

借入申込者

(印)

○ 借入申込書に添付する書類

✓	必要書類	
	① 家計収支表 (指定様式) ※2か月分 (新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後)	<input type="radio"/>
	② 申込理由を裏付ける書類等 ※下記のいずれか	<input type="radio"/>
	<給与所得者の場合>	
	1) 給与明細書 (新型コロナウイルスの影響を受ける前後)	<input type="radio"/>
	2) 預金通帳 (新型コロナウイルスの影響を受ける前後)	<input type="radio"/>
	3) 離職票	<input type="radio"/>
	4) その他、申請理由を裏付ける書類	<input type="radio"/>
	<フリーランスや自営業者など個人事業主の場合>	
	1) 取引帳簿 (新型コロナウイルスの影響を受ける前後)	<input type="radio"/>
	2) 預金通帳 (新型コロナウイルスの影響を受ける前後)	<input type="radio"/>
	3) 廃業届	<input type="radio"/>
	4) その他、申請理由を裏付ける書類	<input type="radio"/>
	③ 住民票 (世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)	<input type="radio"/>
	④ 健康保険証の写し (ない場合は運転免許証等の顔写真が貼付された証明書等)	<input type="radio"/>
	⑤ 同意書 (指定様式)	<input type="radio"/>
	⑥ 生活福祉資金に関する重要事項説明書 (指定様式) ※コピーを借入申込者に渡す	<input type="radio"/>
	⑦ その他、和歌山県社会福祉協議会が必要と認める書類	<input type="radio"/>

※借入申込書とあわせて、上記の書類を添付してください。

※添付に必要な書類をお持ちでない場合は、市町村社会福祉協議会にご相談ください。

※必要に応じて、上の表に掲げるもの以外の書類を社会福祉協議会が提出を求める場合があります。

※書類取得にかかる費用は自己負担となります。事前相談等が終わった後に準備してください。

※承認、不承認に関わらず、原則として提出いただいた書類は返却できません。

※貸付けが承認された場合、借用書(指定様式)、印鑑登録証明書(債務関係者分)、口座振込依頼書(指定様式)、口座振替依頼書(指定様式)の提出が必要です。

※市町村社協においては、自立相談支援機関連絡票、民生委員調査書、市町村社協調査意見書の添付が必要です。

同 意 書

年 月 日

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会会長様

住 所 _____

氏 名 _____ 印
(登録実印)

生活福祉資金の借入申込みにあたり、下記について同意します。

記

- 当該資金の貸付申請にあたり、生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」の利用を申し込みます。また、社会福祉協議会及び関係機関から継続的な支援を受けることについて同意します。
- 借入申込時の相談内容や貸付後の生活・就労状況等については、社会福祉協議会・民生委員・自立相談支援事業実施機関・家計相談支援事業実施機関との間で情報共有を行うことについて同意します。
- 借入申込時の相談内容や貸付後の生活・就労状況等については、社会福祉協議会・民生委員との間で情報共有を行うことについて同意します。
- 私は、生活福祉資金の利用に伴い貴会が保有する個人情報について、本書ならびに和歌山県社会福祉協議会の規程にもとづいて取り扱われることに同意します。
- 私は、生活福祉資金申込に添付した書類(給与明細書等)の発行者に対し、和歌山県社会福祉協議会が確認を行うことに同意します。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 私は、和歌山県社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

〔暴力団とは、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

- 申請内容に虚偽が判明した場合には、直ちに貸付けの中止を行い、貸付金の繰上一括返済を求めることに同意します。
- 私は、現在、生活保護を受給していません。

※ 各項目の「□」欄は、本人が内容を確認したということをより明確にするためにチェック☑をしていただく欄となります。

生活福祉資金に関する重要事項説明書

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 和歌山県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受本人に交付いたします。（管理システムへの登録と信用情報の回答について）

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。
また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。（延滞利子について）

- 4 債還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、本会又は市町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、本会又は市町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 本会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができるないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり免除することができます。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と本会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、本会の所在地を管轄する裁判所を班所とします。

□ 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込者又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、受付窓口を設置しております。

(1) 和歌山県社会福祉協議会の苦情受付窓口 担当 和歌山県社会福祉協議会（総務・資金部 生活資金班）電話 073-435-5223

(2) 福祉サービス運営適正化委員会

和歌山県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

福祉サービス運営適正化委員会 電話 073-435-5527

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 決定通知書に定められた償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出すること。

- (1) 住所を変更したとき。
(2) 改名・改姓したとき。
(3) 死亡、または所在不明になったとき。
(4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合

- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、説明を受け、内容を了承し、本書控えを受領いたしました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名

印

※本書の原本は、和歌山県社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は、市町村社会福祉協議会及び借入申込者が保有してください。なお、借入申込書受理時に、コピー機等がない場合は、貸付金交付時に副本を借入申込者に交付します。